(2)　二以上の試合の結果を予想するスポーツ振興投票　現行法どおりとすること。

(3)　競技会の経過又は結果を予想するスポーツ振興投票　払戻対象基礎額を、投票と競技会の経過又は結果との合致の割合ごとに配分し、その合致の割合ごとの各合致投票券に按分した金額とすること。

(二)　(一)の(1)及び(3)のスポーツ振興投票について、合致投票券がないとき及び払戻金の最高限度額を超える金額があるときは、次回のスポーツ振興投票における加算金とせず払い戻すこととした。

(三)　払戻金を交付する場合において、その金額に一〇円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることとした。（第一三条～第一五条関係）

4　収益の使途の拡大

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツ振興投票に係る収益をもって、地方公共団体又はスポーツ団体が行う、スポーツを行う者の安全の確保に資するために必要な設備の整備、地域におけるスポーツ活動、大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等が発生した場合におけるスポーツ活動等に対する支援、医療従事者等に対する研修等及び医療従事者等の派遣又はスポーツ団体の運営基盤の強化等の事業に要する資金の支給に充てることができることとした。（第二一条第一項関係）

5　センターによる支援等

(一)　センターは、対象試合等の計画的かつ安定的な開催に資するため、機構に対し、試合又は競技会の計画的かつ安定的な開催の業務に要する費用の一部について支援することができることとした。

(二)　機構は、(一)による支援を受けて試合又は競技会の計画的かつ安定的な開催の業務を行うに当たっては、チームを保有する社員その他の関係者の意見を聴かなければならないこととした。（第二七条の二関係）

6　罰則の整備

2に伴う罰則の規定の整備を行うこととした。（第三二条、第三七条、第三八条及び第四〇条～第四二条関係）

二　独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正関係

国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって特に必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務を特定業務とする等の改正を行うこととした。（附則第八条の三関係）

三　施行期日等

1　見直し

スポーツ振興投票制度の在り方については、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のスポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の施行の状況を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとすることとした。（附則第二項関係）

2　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

（法律第七二号）（内閣府本府）

1　設立認証の申請があった際の必要書類の縦覧期間の短縮等

(一)　特定非営利活動法人の設立認証の申請があった場合における必要書類の縦覧期間を、「一月間」から「二週間」に短縮することとした。（第一〇条第二項関係）

(二)　(一)の場合に、所轄庁は、遅滞なく、縦覧事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するものとすることとした。（第一〇条第二項関係）

(三)　(二)による公表は、所轄庁による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとすることとした。（第一〇条新第三項関係）

(四)　申請書又は添付書類に不備があった場合における補正期間を、「二週間」から「一週間」に短縮することとした。（第一〇条新第四項関係）

2　公表等の対象からの住所又は居所の除外

(一)　設立認証の申請があった場合における公表等の対象からの役員の住所等の除外

特定非営利活動法人の設立認証の申請があった場合に公表をすることとされている事項及び公衆の縦覧に供しなければならないこととされている書類について、その公表及び公衆の縦覧の対象から、役員名簿に記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除くこととした。（第一〇条第二項関係）

(二)　書類の閲覧請求等があった場合における閲覧等の対象からの役員等の住所等の除外

(1)　請求があったときに所轄庁が閲覧又は謄写をさせなければならないこととされている特定非営利活動法人から提出を受けた書類について、その閲覧又は謄写の対象から、事業報告書等又は役員名簿に記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くこととした。（第三〇条関係）

(2)　認定特定非営利活動法人は、書類の閲覧請求があった場合において役員名簿又は社員名簿を閲覧させるときは、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができることとした。（第五二条新第五項関係）

3　認定特定非営利活動法人等の提出書類の削減（第五五条第一項関係）

(一)　「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出を不要とすることとした。

(二)　認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程及び職員給与規程について、既に所轄庁に提出されているものからその内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要とすることとした。

4　施行期日等

(一)　情報通信技術の利用のための措置

政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第八条関係）

(二)　その他

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。

(三)　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

◇交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律（法律第七三号）（内閣官房・国土交通省）

一　交通政策基本法の一部改正関係

1　交通の機能の確保及び向上に関する規定の改正（第三条関係）

(一)　交通の機能の確保及び向上に関する規定に、交通に関する施策の推進は、人口の減少に対応しつつ、交通が地域社会の維持及び発展に寄与するものとなるよう行われなければならないことを追加することとした。

(二)　交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、国土強靱化の観点を踏まえ、我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することの重要性に鑑みることを追加することとした。

2　日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等に関する規定の改正

日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等に関する規定に、国は、少子高齢化の進展、人口の減少その他の社会経済情勢の変化に伴い、国民の交通に対する需要が多様化し、又は減少する状況においても、国民が移動を円滑に行うことができるようにすべきことを明記することとした。（第一六条関係）